

公立大学法人東北公益文科大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員等
 - 第1節 役員及び職員（第8条—第14条）
 - 第2節 理事会（第15条—第18条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第19条—第22条）
 - 第2節 教育研究審議会（第23条—第26条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第27条・第28条）
- 第5章 資本金等（第29条・第30条）
- 第6章 委任（第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、豊かな教養並びに公益の研究及び実践に基づく専門の学術を教授し、社会と時代の要請に応える人材を育成するとともに、地域と共にある大学として、教育及び研究の成果を広く社会に還元することにより、地域社会の課題解決と発展に貢献し、ひいては国際社会の発展に寄与するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、東北公益文科大学（以下「大学」という。）を山形県に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、山形県及び庄内広域行政組合とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を山形県酒田市に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。ただし、天災その他のやむを得ない事情によりインターネットを利用して閲覧に供することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその方法に代えることができる。

第2章 役員等

第1節 役員及び職員

（役員）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置く。

（役員の職務及び権限）

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

- 3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山形県知事及び庄内広域行政組合理事長に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長は、山形県知事及び庄内広域行政組合理事長が協議の上、任命する。

(学長の任命)

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長とは別に任命するものとする。

- 2 学長の選考を行うため、法人に学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。
- 3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。
- 4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 5 選考会議は、委員6人で構成し、委員は、次に掲げる者各同数をもって充てる。
 - (1) 第19条第2項第3号及び第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者
 - (2) 第23条第2項第2号から第8号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者
- 6 委員の総数のうち2分の1以上は、法人の役員（最初の任命の際法人の役員又は職員でなかった者を除く。）又は職員以外の者とする。
- 7 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 8 議長は、選考会議を主宰する。
- 9 第5項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事及び監事の任命)

第12条 理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事の任命に当たっては、法人の役員又は職員以外の者が2人以上含まれるようにしなければならない。
- 3 監事は、山形県知事及び庄内広域行政組合理事長が協議の上、任命する。

(役員任期)

第13条 理事長の任期は、4年とする。

- 2 副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て法人の規程で定める学長の任期によるものとする。
- 3 理事の任期は、2年とする。
- 4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 5 補欠の役員（副理事長を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、当該理事は、その再任の際法人の役員又は職員以外の者とみなす。

(職員の任命等)

第14条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第15条 法人に、法人の運営に関する重要事項を審議する機関として、理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第16条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の構成員又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面により理事会の開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第17条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、議長を除く出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(審議事項)

第18条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての山形県知事及び庄内広域行政組合理事長に対して述べる意見に関する事項

(2) 法の規定により山形県知事及び庄内広域行政組合理事長の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 大学、学部、学科、大学院その他の重要な組織の設置又は改廃に関する事項

(5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項

(7) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第19条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事長が指名する理事又は職員

(4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 前項第3号に掲げる委員(法人の職員である者を除く。)のうち理事としての最初の任命の際法人の役員又は職員でなかった者の数と同項第4号に掲げる委員の数との合計は、経営審議会の委員の総数の2分の1以上とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、役員任期又は職員としてその職にある期間とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集)

第20条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により経営審議会の開催の要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第21条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 経営審議会の議事は、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第22条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての山形県知事及び庄内広域行政組合理事長に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法の規定により山形県知事及び庄内広域行政組合理事長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科、大学院その他の重要な組織の設置又は改廃に関する事項
- (5) 学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第23条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、次に掲げる委員12人以内で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長を置くときは、副学長
- (3) 学長が指名する理事
- (4) 学部長
- (5) 研究科長
- (6) 教育研究上の重要な組織の長のうち学長が指名する者
- (7) 学長が指名する職員
- (8) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、学長が任命する者

- 3 前項第8号に掲げる委員の数は、2人以上とする。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第7号までに掲げる委員の任期は、役員の任期又は職員としてその職にある期間とする。

- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。

(招集)

第24条 教育研究審議会は、学長が招集する。

- 2 学長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により教育研究審議会の開

催の要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第25条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 教育研究審議会の議事は、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第26条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての山形県知事及び庄内広域行政組合理事長に対して述べる意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 法の規定により山形県知事及び庄内広域行政組合理事長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事及び評価に関する事項（定数その他の法人の経営に関する部分を除く。）
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第27条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 地域に開かれた大学として、生涯学習の充実及び公益活動の推進に資する公開講座の開設その他の学生以外の者に対する多様な学習機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会及び国際社会に貢献すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第28条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第29条 法人の資本金は、別表第1及び別表第2に掲げる資産を山形県及び庄内広域行政組合が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日現在における時価を基準として山形県及び庄内広域行政組合が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第30条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余

財産を山形県及び庄内広域行政組合に帰属させる。

- 2 前項に規定する残余財産の分割については、山形県及び庄内広域行政組合が双方協議の上、決定する。

第6章 委任

(委任)

第31条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(最初の学長の任命に関する特例)
- 2 大学の設置後最初の学長の任命は、第11条第3項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。この場合において、第11条第4項の規定の適用については、「前項」とあるのは、「附則第2項」とする。
- 3 前項の規定により任命された最初の学長の任期は、第13条第2項の規定にかかわらず、法人の設立の日から2年とする。

別表第1 (第29条関係)

資産の種別	所在地番	地目	面積 (平方メートル)
土地	酒田市飯森山三丁目1番168	学校用地	1,702.00
土地	酒田市飯森山三丁目5番1	学校用地	1,153.00
土地	酒田市飯森山三丁目7番2	学校用地	50.00
土地	酒田市飯森山三丁目8番2	学校用地	4,522.00
土地	酒田市飯森山三丁目16番	学校用地	302.00
土地	酒田市飯森山三丁目17番	学校用地	807.00
土地	酒田市飯森山三丁目18番2	学校用地	2,394.00
土地	酒田市飯森山三丁目24番1	学校用地	983.00
土地	酒田市飯森山三丁目25番1	学校用地	1,582.00
土地	酒田市飯森山三丁目32番5	学校用地	5,478.00
土地	酒田市飯森山三丁目87番2	学校用地	79.00
土地	酒田市飯森山三丁目88番2	学校用地	53.00
土地	酒田市飯森山三丁目94番3	学校用地	407.00
土地	酒田市飯森山三丁目96番3	学校用地	496.00
土地	酒田市飯森山三丁目98番3	学校用地	387.00
土地	酒田市飯森山一丁目47番2	学校用地	2,611.00
土地	酒田市飯森山一丁目55番3	学校用地	4,060.00
土地	酒田市飯森山一丁目67番4	学校用地	1,815.00
土地	酒田市飯森山一丁目78番3	学校用地	382.00
土地	酒田市飯森山一丁目80番3	学校用地	205.00
土地	酒田市飯森山一丁目47番3	雑種地	359.00
土地	酒田市飯森山一丁目55番1	雑種地	698.00

土地	酒田市飯森山一丁目57番2	雑種地	495.00
土地	酒田市飯森山一丁目80番1	公衆用道路	195.00
土地	酒田市飯森山一丁目80番2	宅地	7.20
土地	酒田市飯森山一丁目67番3	学校用地	875.00
土地	酒田市飯森山一丁目74番3	学校用地	3,914.00
土地	酒田市飯森山一丁目76番3	学校用地	366.00
土地	酒田市飯森山一丁目87番3	学校用地	3,284.00
土地	酒田市飯森山一丁目101番2	学校用地	186.00
土地	酒田市飯森山一丁目109番3	学校用地	3,734.00
土地	酒田市飯森山一丁目168番3	学校用地	16.00
土地	酒田市飯森山一丁目170番3	学校用地	25.00
土地	酒田市飯森山一丁目172番3	学校用地	387.00
土地	酒田市飯森山一丁目109番1	学校用地	3,649.00
土地	酒田市飯森山三丁目47番1	学校用地	2,616.00
土地	酒田市飯森山三丁目53番2	学校用地	2,152.00
土地	酒田市飯森山三丁目58番1	学校用地	1,282.00
土地	酒田市飯森山三丁目59番1	学校用地	1,192.00
土地	酒田市飯森山三丁目60番	学校用地	557.00
土地	酒田市飯森山三丁目61番	学校用地	516.00
土地	酒田市飯森山三丁目62番1	学校用地	90.00
土地	酒田市飯森山三丁目63番1	学校用地	649.00
土地	酒田市飯森山三丁目180番3	学校用地	376.00
土地	酒田市飯森山三丁目178番3	学校用地	321.00
土地	酒田市飯森山三丁目17番2	学校用地	297.00
土地	鶴岡市馬場町13番17	学校用地	4,624.00
土地	鶴岡市馬場町13番20	学校用地	281.00
土地	鶴岡市馬場町13番21	学校用地	265.00
土地	鶴岡市馬場町13番23	学校用地	276.00
土地	鶴岡市馬場町13番25	学校用地	339.00
土地	鶴岡市下川字七窪204番43	宅地	784.85
土地	鶴岡市下川字七窪204番49	宅地	792.75

別表第2 (第29条関係)

資産の種別	施設名称	所在	構造	延床面積 (平方メートル)
建物	ボンベ室	酒田市飯森山三丁目7番地1	鉄筋コンクリート造アルミニウム板ぶき平家建	19.60
建物	ゴミ置き場	酒田市飯森山三丁目7番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	65.00
建物	浄化槽機械室	酒田市飯森山三丁目92番地4、92番地5	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	27.00
建物	車庫	酒田市飯森山三丁目32番地4	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	129.36

建物	屋内練習場	酒田市飯森山一丁目55番地3、55番地1、57番地2	鉄骨造陸屋根平家建	1,323.59
建物	体育館	酒田市飯森山一丁目67番地4、55番地3、78番地3	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,935.16
建物	体育館屋外ガス設備	酒田市飯森山一丁目67番地4、55番地3、78番地3	コンクリートブロック造アルミニウム板ぶき平家建	22.96
建物	テニスコート 周辺屋外倉庫	酒田市飯森山一丁目67番地4、55番地3、78番地3	木造アルミニウム板ぶき平家建	17.39
建物	ドミトリー A-1棟	酒田市飯森山一丁目67番地3、76番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリー A-2棟	酒田市飯森山一丁目67番地3、76番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリー A-3棟	酒田市飯森山一丁目74番地3、76番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリー A-4棟	酒田市飯森山一丁目74番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリー A-5棟	酒田市飯森山一丁目74番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリー B-1棟	酒田市飯森山一丁目74番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリー B-2棟	酒田市飯森山一丁目74番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリー B-3棟	酒田市飯森山一丁目74番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリー B-4棟	酒田市飯森山一丁目172番地3、74番地3、87番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリー B-5棟	酒田市飯森山一丁目74番地3、172番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	受水槽	酒田市飯森山一丁目74番地3	鉄骨造アルミニウム板ぶき平家建	35.00
建物	ボンベ庫	酒田市飯森山一丁目74番地3	コンクリートブロック造アルミニウム板ぶき平家建	23.80
建物	浄化槽機械室	酒田市飯森山一丁目74番地3	コンクリートブロック造アルミニウム板ぶき平家建	15.00
建物	ドミトリー C-1棟	酒田市飯森山一丁目87番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリー C-2棟	酒田市飯森山一丁目87番地3	木造かわらぶき2階建	206.16
建物	ドミトリー C-3棟	酒田市飯森山一丁目87番地3	木造かわらぶき2階建	206.16

建物	ドミトリー C-4棟	酒田市飯森山一丁目87番 地3	木造かわらぶき2 階建	206.16
建物	ドミトリー C-5棟	酒田市飯森山一丁目87番 地3	木造かわらぶき2 階建	206.16
建物	ドミトリー D-1棟	酒田市飯森山一丁目109番 地1、109番地3	木造かわらぶき2 階建	206.16
建物	ドミトリー D-2棟	酒田市飯森山一丁目109番 地3	木造かわらぶき2 階建	206.16
建物	ドミトリー D-3棟	酒田市飯森山一丁目109番 地3	木造かわらぶき2 階建	206.16
建物	ドミトリー D-4棟	酒田市飯森山一丁目109番 地3	木造かわらぶき2 階建	206.16
建物	ドミトリー D-5棟	酒田市飯森山一丁目109番 地3	木造かわらぶき2 階建	206.16
建物	運動部寮	酒田市飯森山一丁目109番 地1、109番地3	木造陸屋根2階建	964.53
建物	受水槽	酒田市飯森山一丁目109番 地3	鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	15.91
建物	ゴミ置き場	酒田市飯森山一丁目53番 地4	コンクリートブロ ック造アルミニ ウム板ぶき平家建	12.92
建物	ゴミ置き場	酒田市飯森山一丁目101番 地1	コンクリートブロ ック造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	12.92
建物	ボンベ庫	酒田市飯森山一丁目101番 地1	コンクリートブロ ック造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	18.00
建物	ガスガバナー 室	鶴岡市馬場町13番地1	鉄筋コンクリート 造陸屋根平家建	4.84
建物	ゴミ置き場	鶴岡市馬場町13番地1	コンクリートブロ ック造アルミニ ウム板ぶき平家建	12.92
建物	大学院棟	鶴岡市馬場町13番地17	鉄筋コンクリート 造陸屋根2階建	1,294.61
建物	大学院棟	鶴岡市馬場町13番地19、13 番地17、13番地20	鉄筋コンクリート 造陸屋根3階建	4,813.60 (持分10万分の 3万1267)
建物	食堂	鶴岡市馬場町13番地21、13 番地22	鉄筋コンクリ ート・木造かわらぶ き・陸屋根平家建	186.71 (持分2分の1)
建物	セミナーハウ ス	鶴岡市馬場町13番地23	鉄筋コンクリート 造かわらぶき2階 建	254.44

建物	教職員住宅 A棟	鶴岡市下川字七窪204番地 49	木造かわらぶき2 階建	238.50
建物	教職員住宅 B棟	鶴岡市下川字七窪204番地 43	木造かわらぶき2 階建	238.50
建物	教職員住宅 C棟	鶴岡市下川字七窪204番地 49	木造かわらぶき2 階建	237.67
建物	セミナーハウス	飽海郡遊佐町吹浦字西楯 68番地8、63番地1、68番 地2、68番地9、70番地3	鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき2階建	339.98
建物	車庫・物置	飽海郡遊佐町吹浦字西楯 68番地8、63番地1、68番 地2、68番地9、70番地3	木造合金メッキ鋼 板ぶき平家建	38.88
建物	車庫	飽海郡遊佐町吹浦字西楯 68番地8、63番地1、68番 地2、68番地9、70番地3	木造合金メッキ鋼 板ぶき平家建	22.68